いの町予定価格に関する積算疑義申立手続き要領

1. 趣旨

建設工事の請負契約等に係る競争入札の公正性を確保するため、競争入札の執行に際し、予定価格に関する積算疑義（以下「積算疑義」という。）がある場合の手続きについて必要な事項を定める。

1. 申立対象

この要領を適用し疑義申立の手続きを行う入札は、建設工事における一般競争入札とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

1. 設計書積算内訳の公表
2. 公表事項

金入り設計書。ただし、いの町情報公開条例（平成16年10月1日条例第16号）第6条の非開示情報に該当する部分を除く。

1. 公表時期及び方法

落札決定後、事業主管課に開示請求書で請求すること。金入り設計書は事業主管課において閲覧に供する。

1. 申立期間

入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、落札決定の翌日から起算して5日目（閉庁日を除く。）の午後5時までに疑義申立を行うことができる。

1. 申立の方法

積算疑義の申立は、積算疑義申立書（様式第1号）を入札担当課に提出する方法とする。メール、FAX、郵送での提出を可能とするが、必ず入札担当課に電話で連絡し、受領の確認をすること。

6　確認の実施及び報告について

(1)　事業主管課長は、積算疑義の申立があったときは、速やかに設計図書の内容を確認して疑義申立事項確認等報告書（様式第2号）を課長に報告しなければならない。

(2)　事業主管課長は（1）の規定にかかわらず落札者の決定及び当該工事の施工に当たり支障が生じるような重大な違算が発見されたときは、その旨を速やかに管財契約課長に報告しなければならない。

7　入札・契約手続きについて

(1) 積算疑義の申立がなかった場合又は9のいずれかに該当し、疑義申立として取り扱わない場合は、契約手続きを継続する。

(2) 6の確認の結果、積算の不備等が発見された場合は、以下のとおり対応す

る。

ア　入札結果に影響があり、公正性が確保されないと判断した場合には、当該落札決定の取り消しを行う。

イ　入札結果に影響がなく、公正性が確保されると判断した場合には、契約手続きを継続する。

(3)　落札決定の取り消しを行った場合には、すべての入札参加者に対して、その旨をFAX等にて通知し、町ホームページに公表する。

8　確認等の期間

6の確認の実施及び報告、7の入札・契約手続きについて判断する期間は、申立期限の翌日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の日までの間とする。

9　疑義申立として取り扱わないもの

疑義申立が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金入り設計書の内容の確認を行わないものとする。

1. 入札参加者以外の者から提出されたもの
2. 5の申立方法以外の方法で提出されたもの
3. 疑義申立の対象となる工事が特定できないもの
4. 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
5. 公表された積算図書等で確認できるもの
6. 申立期間終了後に提出されたもの
7. 入札公告における質疑回答受付期間中に質疑を行い、確認すべきもの
8. その他当該入札に直接関係のないもの

10　その他

　本要領において定める期限については、入札担当課において、やむを得

ないと判断した場合に、必要最小限の範囲内で延長する場合がある。

11　施行日

　　令和5年4月1日

様式第1号

　　年　月　日

　　いの町長　　　　　　 様

申立人の住所

商号及び代表者氏名

作成担当者氏名

（電話番号）

（FAX番号）

（E-mail）

積算疑義申立書

下記の工事等について、積算内容の確認を求めます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| １　工事名等  　（工事番号等） |  |
| ２　疑義の内容  （申立理由） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３　申立内容に基づく設計金額 | | |
| 項　　　目 | 金　　額　　（円） | 備考（明細書・単価表番号等） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・－・

＜確認結果＞　※発注者（事業実施機関）記入欄

|  |
| --- |
|  |

【決　裁】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |